

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【公表番号】特表2008-505177(P2008-505177A)

【公表日】平成20年2月21日(2008.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-007

【出願番号】特願2007-520365(P2007-520365)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/201	(2006.01)
A 6 1 K	31/202	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 P	31/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/02	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	27/04	(2006.01)
A 6 1 F	9/007	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/201	
A 6 1 K	31/202	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/22	
A 6 1 K	47/02	
A 6 1 K	9/107	
A 6 1 K	9/70	
A 6 1 P	31/00	
A 6 1 P	3/02	
A 6 1 P	37/06	
A 6 1 P	37/08	
A 6 1 P	27/04	
A 6 1 F	9/00	5 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月17日(2008.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも 1 種のオメガ - 6 脂肪酸と少なくとも 1 種のオメガ - 3 脂肪酸とを含む眼用組成物。

【請求項 2】

前記オメガ - 6 脂肪酸は、非炎症促進性である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

前記組成物は、リノール酸および / またはアラキドン酸を実質的に含まない、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 4】

前記組成物は、界面活性剤を含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 5】

前記界面活性剤は、約 1 ~ 約 15 重量 % である、請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 6】

前記界面活性剤は、約 1 ~ 約 10 重量 % である、請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記界面活性剤は、エトキシ化されたモノオレイン酸ソルビタン、エトキシ化されたメチルグルコシド、D O E 1 2 0 、逆性のフルロニック界面活性剤、S P A N 界面活性剤、または、それらの混合物である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記組成物は、眼への投与に適している、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記組成物は、点眼剤を含んでなる、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記オメガ - 6 脂肪酸化合物は、非炎症性のリノール酸誘導体である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記オメガ - 3 脂肪酸化合物は、アルファ - リノレン酸、または、それらの誘導体である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 12】

前記オメガ - 6 脂肪酸化合物は、ガンマ - リノレン酸、ジホモガンマ - リノレン酸、または、その両方である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記オメガ - 3 脂肪酸化合物は、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、または、その両方である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 14】

前記組成物は、局所投与用に配合される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 15】

前記医薬組成物は、注射用組成物である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 16】

前記組成物は、持続放出デバイスを含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 17】

前記オメガ - 3 脂肪酸のオメガ - 6 脂肪酸に対する比率は、約 10 : 1 ~ 約 1 : 1 である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 18】

前記オメガ - 3 脂肪酸のオメガ - 6 脂肪酸に対する比率は、約 5 : 1 ~ 約 1 : 1 である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 19】

前記オメガ - 3 脂肪酸のオメガ - 6 脂肪酸に対する比率は、約 5 : 1 である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 20】

前記オメガ - 3 脂肪酸のオメガ - 6 脂肪酸に対する比率は、約 1 : 1 である、請求項 1

に記載の組成物。

【請求項 2 1】

請求項 1 から請求項 2 0 のいずれか 1 項記載の組成物において、個体のドライアイを治療するためのものであって、個体の眼表面と接触させる、上記組成物。

【請求項 2 2】

請求項 1 から請求項 2 0 のいずれか 1 項記載の組成物において、付属器の炎症を治療するためのものであって、個体の罹患した目に投与される、上記組成物。

【請求項 2 3】

前記個体は、前記治療が必要であることが認識されている、請求項 2 2 に記載の組成物。

【請求項 2 4】

請求項 1 から請求項 2 0 のいずれか 1 項記載の組成物において、個体において目の快適性を高めるためのものであって、局所投与される、上記組成物。

【請求項 2 5】

少なくとも 1 種のオメガ - 6 脂肪酸と少なくとも 1 種のオメガ - 3 脂肪酸とを含む、目に投与するための滅菌調製物。

【請求項 2 6】

前記調製物は、リノール酸および / またはアラキドン酸を実質的に含まない、請求項 2 5 に記載の滅菌調製物。

【請求項 2 7】

前記オメガ - 3 脂肪酸は、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、または、その両方を含む、請求項 2 5 に記載の滅菌調製物。

【請求項 2 8】

前記オメガ - 6 脂肪酸は、ガンマ - リノレン酸、ジホモガンマ - リノレン酸、または、その両方を含む、請求項 2 5 に記載の滅菌調製物。

【請求項 2 9】

前記投与は、局所投与である、請求項 2 5 に記載の滅菌調製物。

【請求項 3 0】

請求項 1 から請求項 2 0 のいずれか 1 項記載の組成物において、個体の目におけるオメガ - 3 脂肪酸のオメガ - 6 脂肪酸に対する比率を正常化するためのものである、上記組成物。

【請求項 3 1】

前記正常化した比率は、約 1 : 1 ~ 約 1 0 : 1 である、請求項 3 0 に記載の方法。

【請求項 3 2】

オメガ - 6 および / またはオメガ - 3 脂肪酸を含む組成物を製造する方法であって、

a) 第一の界面活性剤と食塩水とを混合すること；

b) 少なくとも 1 種のオメガ - 6 脂肪酸および / または少なくとも 1 種のオメガ - 3 脂肪酸と、工程 a) の溶液とを接触させること、

を含む、上記方法。

【請求項 3 3】

前記混合することおよび / または前記接触させることは、室温でなされる、請求項 3 2 に記載の方法。

【請求項 3 4】

前記少なくともオメガ - 6 脂肪酸および / または少なくとも 1 種のオメガ - 3 脂肪酸を、工程 a) の溶液と 1 時間にわたり接触させる、請求項 3 2 に記載の方法。

【請求項 3 5】

工程 b) の前に、前記第二の界面活性剤と工程 a) の溶液とを混合する、請求項 3 2 に記載の方法。

【請求項 3 6】

前記第一の界面活性剤は、エトキシ化されたメチルグルコシド、エトキシ化されたモノ

オレイン酸ソルビタン、D O E 1 2 0 、逆性のプルロニック界面活性剤、S P A N 界面活性剤、または、それらの混合物である、請求項3 2に記載の方法。

【請求項 3 7】

前記第二の界面活性剤は、エトキシ化されたメチルグルコシド、エトキシ化されたモノオレイン酸ソルビタン、D O E 1 2 0 、逆性のプルロニック界面活性剤、S P A N 界面活性剤、または、それらの混合物である、請求項3 5に記載の方法。

【請求項 3 8】

少なくとも1種のオメガ-3脂肪酸を含む眼用組成物であって、前記脂肪酸の濃度は約0.01重量%から約0.9重量%の範囲内である、上記眼用組成物。

【請求項 3 9】

前記脂肪酸の濃度は約0.1重量%である、請求項38に記載の眼用組成物。

【請求項 4 0】

前記脂肪酸の濃度は約0.4重量%である、請求項38に記載の眼用組成物。

【請求項 4 1】

前記オメガ-3脂肪酸は、アルファ-リノレン酸、または、その誘導体を含んでなる、請求項38に記載の組成物。

【請求項 4 2】

前記オメガ-3脂肪酸は、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、または、それらの組み合わせを含んでなる、請求項38に記載の組成物。

【請求項 4 3】

治療有効量のオメガ-3脂肪酸を含む組成物において、個体のドライアイを治療するためのものであって、個体の眼表面と接触させる、上記組成物。

【請求項 4 4】

前記オメガ-3脂肪酸の濃度は約0.01重量%から約1.0重量%である、請求項43に記載の組成物。

【請求項 4 5】

前記オメガ-3脂肪酸は、アルファ-リノレン酸、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、または、それらの組み合わせを含んでなる、請求項43に記載の組成物。

【請求項 4 6】

治療有効量のオメガ-3脂肪酸を含む組成物において、付属器の炎症を治療するためのものであって、個体の罹患した目に投与される、上記組成物。

【請求項 4 7】

前記個体は、前記治療が必要であることが認識されている、請求項46に記載の組成物。

【請求項 4 8】

前記オメガ-3脂肪酸は、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、アルファ-リノレン酸、または、それらの組合せを含んでなる、請求項47に記載の組成物。

【請求項 4 9】

少なくとも1種のオメガ-3脂肪酸を含む目に投与するための滅菌調製物において、前記脂肪酸の濃度は約0.01重量%から約0.9重量%である、上記滅菌調製物。

【請求項 5 0】

前記オメガ-3脂肪酸は、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、アルファ-リノレン酸、または、それらの組み合わせを含んでなる、請求項49に記載の滅菌調製物。

【請求項 5 1】

少なくとも1種のオメガ-6脂肪酸を含む眼用組成物において、前記脂肪酸の濃度は約0.01重量%から約0.9重量%の範囲内である、上記眼用組成物。

【請求項 5 2】

前記脂肪酸の濃度は約0.1重量%である、請求項51に記載の眼用組成物。

【請求項 5 3】

前記脂肪酸の濃度は約0.4重量%である、請求項51に記載の眼用組成物。

【請求項 5 4】

前記オメガ - 6 脂肪酸は、ガンマ - リノレン酸、または、ジホモガンマ - リノレン酸を含んでなる、請求項 5 1 に記載の組成物。

【請求項 5 5】

治療有効量のオメガ - 6 脂肪酸を含んでなる組成物において、個体のドライアイを治療するためのものであって、前記個体の眼表面と接触させる、上記組成物。

【請求項 5 6】

前記オメガ - 6 脂肪酸の濃度は約 0 . 0 1 重量 % から約 1 0 重量 % である、請求項 5 5 に記載の組成物。

【請求項 5 7】

前記オメガ - 6 脂肪酸は、ガンマ - リノレン酸、ジホモガンマ - リノレン酸、または、それらの組合せを含んでなる、請求項 5 5 に記載の組成物。

【請求項 5 8】

治療有効量のオメガ - 6 脂肪酸を含んでなる組成物において、付属器の炎症を治療するためのものであって、個体の罹患した目に投与される、上記組成物。

【請求項 5 9】

前記個体は、前記治療が必要であることが認識されている、請求項 5 8 に記載の組成物。

【請求項 6 0】

前記オメガ - 6 脂肪酸は、ガンマ - リノレン酸、ジホモガンマ - リノレン酸、または、それらの組合せを含んでなる、請求項 5 8 に記載の組成物。

【請求項 6 1】

少なくとも 1 種のオメガ - 6 脂肪酸を含んでなる目に投与するための滅菌調製物において、前記脂肪酸の濃度は約 0 . 0 1 重量 % から約 0 . 9 重量 % である、上記滅菌調製物。

【請求項 6 2】

前記オメガ - 6 脂肪酸は、ガンマ - リノレン酸、ジホモガンマ - リノレン酸、または、それらの組合せを含んでなる、請求項 6 1 に記載の滅菌調製物。